



厚生労働省発雇児第0719001号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する省令案要綱」について貴会の意見を求める。

平成19年7月19日

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第六条第一項の明示事項及び明示の方法

一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとするこ  
と。

- (一) 昇給の有無
- (二) 退職手当の有無
- (三) 賞与の有無

二 法第六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、一(一)から一(三)までに掲げる事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを当該短時間労働者が希望した場合における当該方法とするものとする。

- (一) ファクシミリを利用してする送信の方法
- (二) 電子メールの送信の方法（短時間労働者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）

三 (一)の方法により行われた明示は、短時間労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信したときに、(二)の方法により行われた明示は、短時間労働者の使用に係る通信端末機器により受信したときに、短時間労働者に到達したものとみなすものとする。

## 第二 法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金

法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金は、次に掲げるものとする。

- (一) 通勤手当
- (二) 退職手当
- (三) 家族手当
- (四) 住宅手当
- (五) 別居手当
- (六) 子女教育手当
- (七) (一)から(六)までに掲げるもののほか、名称の如何を問わず支払われる賃金のうち職務の内容に密接に

関連して支払われる賃金以外の賃金

第三 法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合

法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同  
一の短時間労働者が、既に当該職務に必要な能力を有している場合とするものとする。

第四 法第十一条の厚生労働省令で定める福利厚生施設

法第十一条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。

- (一) 給食施設
- (二) 休憩室
- (三) 更衣室

第五 法第二十二条第一項の規定に基づく調停の手続にかかる準用

法第二十二条第一項の規定に基づく調停の手続については、雇用の分野における男女の均等な機会及び  
待遇の確保等に関する法律施行規則の規定を準用し、必要な読替えを行うものとする。

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第七 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

二 その他

関係省令について所要の規定の整備を行うものとする。